

支給決定障害者の区分		額
一	十八歳未満の者	三万四千元
二	六十五歳以上の者	三万円
三	六十歳から六十四歳までの者又は国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）に基づく障害基礎年金を受給する者のうち障害の状態が同法第三十条第一項に規定する障害等級の一級に該当するもの（前項に掲げる者を除く。）	二万八千元
四	前三項に掲げる者以外の者	二万五千元

○厚生労働省告示第五百三十五号
 障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号）附則第八条の二の規定に基づき、厚生労働大臣が定める精神障害者福祉ホームを次のように定め、平成十八年十月一日から適用する。
 平成十八年九月二十九日
 厚生労働大臣 柳澤 伯夫

○厚生労働省告示第五百三十八号
 障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号）附則第八條の二に規定する厚生労働大臣が定める精神障害者福祉ホームは、次の各号に掲げる基準を満たす精神障害者福祉ホーム（障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）附則第四十六條の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、昭和二十五年法律第百二十三号）第五十條の二第四項に規定する精神障害者福祉ホームをいう。）以外のものとする。
 一 おおむね二十人の人員を利用させることができる規模を有するものであること。
 二 次に掲げる設備を設けていること。

- イ 居室
 - ロ 集会室兼娯楽室
 - ハ 調理室
 - ニ 浴室
 - ホ 洗面所
 - ヘ 便所
 - ト 管理人室
 - チ 相談・指導室
 - リ 事務室
- 三 前号イの居室は、次に掲げる基準を満たしていること。
 (1) 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、長期間の療養に配慮した環境を設けた場合には、定員を複数人とすることができる。
 (2) 階に設けてはならないこと。
 (3) 利用者一人当たりの床面積は、収納設備及び調理設備等を除き、八・〇平方メートル以上であること。
 (4) 一以上の出入口が、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けられていること。
- 四 利用者が一人当たり二十・三平方メートル以上の建築面積を有していること。
- 五 次に掲げる職員を置いていること。
 イ 管理人 一
 ロ 医師 一以上
 ハ 指導員 三以上
- 厚生労働省告示第五百三十六号
 障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号）附則第一條の規定に基づき、障害者自立支援法施行令附則第一條に規定する厚生労働大臣が定める者として定め、第一号及び第二号については平成十八年十月一日から、第三号については平成十九年四月一日からそれぞれ適用する。
 平成十八年九月二十九日
 厚生労働大臣 柳澤 伯夫

○厚生労働省告示第五百三十七号
 障害者自立支援法施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号）附則第七條第三号イ(1)の規定に基づき、厚生労働大臣が定める者として定め、平成十八年十月一日から適用する。
 平成十八年九月二十九日
 厚生労働大臣 柳澤 伯夫

○厚生労働省告示第五百三十八号
 障害者自立支援法施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号）附則第七條第三号イ(1)の規定に基づき、指定障害福祉サービス等の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十一号）第五條第一項（同令第七條において準用する場合を含む。）及び第四十四條第一項（同令第四十八條第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものを次のように定め、平成十八年十月一日から適用し、指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成十八年厚生労働省告示第二九号）は、平成十八年九月三十日限り廃止する。
 平成十八年九月二十九日
 厚生労働大臣 柳澤 伯夫

○厚生労働省告示第五百三十八号
 障害者自立支援法施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号）附則第七條第三号イ(1)の規定に基づき、指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの）
 第一條 障害者自立支援法に基づき指定障害福祉サービス等の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十一号）第五條第一項（同令第七條において準用する場合を含む。）の規定に基づき指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの及び同令第四十四條第一項（同令第四十八條第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき基準該当居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものは、次の各号のいずれかに掲げる者とする。

- 一 介護福祉士
- 二 居宅介護従業者養成研修（障害者等）（障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）以下「法」という。）第二條第一項第一号に規定する障害者等をいう。）に対する入浴、排せつ及び食事等の介護並びに調理、洗濯及び掃除等の家事に関する知識及び技術を習得することを目的として行われる研修であつて、次條の規定により読み替えられた介護保険法施行規則第二十二條の二十三第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準（平成十八年厚生労働省告示第二十九号）別表第二に定める内容以上のもの、同告示別表第三に定める内容以上のもの又は同告示別表第四に定める内容以上のものをいう。以下同じ。）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者